

役員に対する報酬等の支給の基準

常勤の役員の報酬(月額制)

号俸	理事長	理事	監事
1	月額2.5万円	月額2.5万円	月額2.5万円
2	月額5万円	月額5万円	月額5万円
3	月額10万円	月額10万円	月額10万円
4	月額15万円	月額15万円	月額15万円
5	月額18万円	月額18万円	月額18万円

常勤の役員の賞与

6月の賞与	報酬月額 × 2.425か月分 ※
12月の賞与	報酬月額 × 2.475か月分 ※

※令和7年度(原則その年の人事院勧告に則る)

非常勤の役員の報酬

区分	号俸	理事	監事
月額制	1	月額5万円	月額5万円
	2	月額10万円	月額10万円
	3	月額15万円	月額18万円
日額制	—	1回につき上限3万円(上限)	1回につき上限6万円(上限)

(注) 月額制又は日額制の適用については、理事会等出席への出席状況、監査業務の状況に応じて決定。